

経済要録

国内

◆大蔵省、国際金融取引に係る規制緩和について発表

大蔵省は、2月8日、国際金融取引に係る規制緩和について発表した。その内容は以下のとおり。

国際金融取引は、構造的変化を伴いながら一段と様相を変貌させているが、このような中で、我が国の国際金融市場を引き続き健全で魅力あるものとし、国際金融取引の効率性を高めるため、また一層の手續の簡素化や透明性の確保等の観点から、今般、下記の措置を講じることとした。

記

1. 証券会社による非居住者投資家との円金利スワップ取引
非居住者投資家が指定証券会社から円建債券を購入する際に当該指定証券会社との間で行う円金利スワップ取引を解禁するため、外為法上の所要の措置を講じる。
2. 居住者の対外ポートフォリオ投資用外貨建海外預金等
 - (1) 許可不要限度額を現行の「1億円相当額」から「2億円相当額」に引き上げる。
 - (2) 許可を要しない海外預金等について、従来、四半期末残高が「500万円相当額超」の場合には「海外預金等に関する報告書」の提出が必要であったところ、今回、その額を「5,000万円相当額超」に引き上げる。

3. 対外ポートフォリオ投資用外貨建海外預金口座を通ずる証券決済

居住者投資家が保有する対外ポートフォリオ投資用外貨建海外預金口座を通じ、指定証券会社が当該居住者投資家との間の外貨証券売買の決済を行うことを可能とするため、外為法上の所要の措置を講じる。

4. 居住者間の外貨建決済

居住者間の外貨建決済については、当該外貨建決済を行うことにつき経済合理性があると認められる場合には原則「許可」する。この場合において、当該外貨建決済を特定の者との間で反復して行うことが必要であるときには、「包括的な許可」を行う。

5. 外国為替公認銀行によるいわゆる2ステップ・ローン

外国為替公認銀行の本支店がその海外銀行現地法人に対して行う1年超の貸付のうち、当該貸付を受けた海外銀行現地法人が非居住者に対しさらに貸付を行うこととなるもの（いわゆる2ステップ・ローン）について、外為法上の届出を不要とする指定を行う。

6. 実施時期

上記のうち1、4及び5の3項目は即日実施することとし、2及び3については、所要の大蔵省令の改正を経た上で実施することとする。

◆厚生省、厚生年金基金等の運用規制の緩和について発表

厚生省は、2月8日、厚生年金基金等の運用規制の緩和について発表した。その内容は以下のとおり。

1. 経緯

厚生年金基金及び国民年金基金が締結する生命保険の一般勘定契約に係る保証利率については、厚生年金基金制度ができた昭和41年から政令により5.5%とされ、平成6年4月からは現在の4.5%に引き下げられたところであるが、最近の低金利、株式市場の低迷等により生命保険会社における運用状況が悪化したため、4.5%の利回りを基金に保障することが困難となり、昨年5月に生命保険協会より同年10月から2.5%に引き下げたい旨の要望があった。

厚生省としては、年度途中の引下げは基金運営上困難であること、保証利率を引き下げるのであれば、運用の規制緩和が不可欠であること等を主張し、大蔵省等と協議を行ってきた。また、昨年末には、行政改革委員会より基金の資産運用の規制緩和についての意見書が提出された。

このような状況を踏まえ、今般、基金の運用規制の緩和等につき以下の措置を講じることで合意をみることができた。

2. 規制緩和の内容

(1) 運用拡大と従来運用の区分の撤廃

今国会に両者の区分を撤廃する旨の法改正案を提出する。(法律改正)

撤廃の時期は3年後(平成11年3月末)とし、当面の措置として本年4月より運用

拡大枠を2分の1へ拡大(現行3分の1)する。(政令改正)

(2) 信託銀行ごとのいわゆる5:3:3:2規制の撤廃

本年3月末日をもって信託銀行ごとのいわゆる5:3:3:2規制を撤廃する。(大蔵省通達の改正)

(3) 厚生年金基金の資産全体についていわゆる5:3:3:2規制の適用

本年4月より厚生年金基金の資産全体についていわゆる5:3:3:2規制を適用する。ただし、十分に運用管理体制等が整っていると認められる基金については適用しない。(厚生省令の改正)

(4) 国民年金基金の厚生年金基金なみの運用の自由化

国民年金基金について厚生年金基金と同様の運用の自由化を認めることとし、そのための法改正案を今国会に提出する。(法律改正)

(5) 生命保険の一般勘定に係る保証利率を定める政令規定の削除

本年3月末をもって生命保険の一般勘定に係る保証利率を定める政令の規定を削除する。(政令改正)

上記の運用に係る規制緩和と同様の観点から保証利率についても規定を削除することとしたものである。

なお、生命保険の一般勘定に係る保証利率は、これまでの生命保険会社の主張から判断

して、本年4月から2.5%に下がる見通しである。

◆政府、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案を閣議決定

政府は、2月9日、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

I. 法律案の趣旨

住宅金融専門会社を巡る問題が我が国の金融の機能に対する内外の信頼と信用秩序の維持に懸念を生じさせている事態にかんがみ、その債権債務の処理を促進し、信用秩序の維持と預金者の保護等を図るため、緊急の特例措置として、預金保険機構にその業務の特例として、住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社の設立をし、及び当該設立をされた会社に対する資金援助等をする業務を行わせるとともに、預金保険機構がその業務を行うために必要な国の財政上の措置等を講じることを定めるものである。

II. 法律案の概要

1. 預金保険機構の業務の特例等

(1) 住専処理機構の設立等

①預金保険機構は、大蔵大臣の認可を受けて、特定住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等の回収等を行うことを目的とする一の株式会社（住専処理機構）を設立するため出資することとする。

②認可の対象となる株式会社（住専処理機構）

は、十分な調査や必要な民事手続の迅速かつ的確な行使により、特定住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権について適切に回収、処分を行うこと等の認可基準に適合することを要することとする。

③預金保険機構は、住専処理機構に対し指導・助言を行うこととする。

(注)「特定住宅金融専門会社」とは、住宅金融専門会社のうち、その財産の状況が著しく悪化していることから、この法律による措置によりその債権債務の処理を促進することが必要であると認められるものとして大蔵省令で定めるものをいう。

(2) 財産の譲渡に伴う支援のための助成金の交付

①預金保険機構は、特定住宅金融専門会社が政令で定める期間（指定期間）内に住専処理機構に譲渡した貸付債権等について、その譲渡の対価をもってしてもなお不足する特定住宅金融専門会社の債務処理の財源として、預金保険機構の特別の勘定（住専勘定）に置く緊急金融安定化基金から、住専処理機構に対し、助成金を交付することができることとする。

②政府は、予算で定める金額の範囲内において、預金保険機構に対し、緊急金融安定化基金に充てる資金を補助することができることとする。

(3) 譲受債権等に係る損失についての助成金の交付

①預金保険機構は、住専処理機構が指定期間内に特定住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等（「譲受債権等」）につき取得価

額を下回る金額で回収すること等により住専処理機構において損失が生じた場合においては、当該損失の一部を補てんするものとして、政府の補助金の額の範囲内で、住専処理機構に対し、助成金を交付することができることとする。

- ②政府は、譲受債権等に係る損失に伴って生じる資金の不足の一部を補うため、予算で定める金額の範囲内において、預金保険機構に対し、当該損失の2分の1に相当する金額の補助金を交付することができることとする。

(4) 譲受債権等につき回収が行われた場合の預金保険機構及び国への納付

上記(2)、(3)の助成金の交付は、住専処理機構が助成金の受領後、譲受債権等について取得価額を超えて回収が行われたことにより利益が生じた場合等において政令で定める金額を助成金の額の範囲内で機構に納付することを条件として行うこととする。

預金保険機構は、上記の納付を受けた場合にはこれを国庫に納付するものとする。

(5) 住専処理機構の円滑な業務の遂行のための助成金の交付等

- ①預金保険機構は、住専処理機構の円滑な業務の遂行のため必要があると認めるときは、特定住宅金融専門会社の出融資者であった金融機関等の拠出金による金融安定化拠出基金から、住専処理機構に対し助成金を交付することができることとする。
- ②金融安定化拠出基金の一部は、預金保険機構が住専処理機構に対し行う出資の財源の

一部に充てることとする。

- ③預金保険機構は、住専処理機構がその業務に必要な資金の借入れをする場合には、その借入れに係る債務の保証を行うことができることとする。
- ④預金保険機構は、金融安定化拠出基金の残高が拠出金（出資に充てた分を除く）の額を下回る場合には、同機構の一般勘定から繰り入れることができることとする。

(6) 財産の調査、債権の取立て

- ①預金保険機構は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うことができることとする。
- ②預金保険機構の職員は、財産の調査に必要と認められる範囲内において、債務者等に質問を行い、若しくはその者の財産に関する帳簿、書類の提示等を求め、又はその者の所有若しくは占有する土地・建物等に立ち入り現況確認を行うことができることとする。なお、住居に立ち入る場合には、居住者等の承諾を要することとする。

(注) 所要の罰則を規定。

- ③預金保険機構は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、預金保険機構が必要と認める場合には、住専処理機構から委託を受けて、その取立てを行うことができることとする。

(7) 協力依頼、資料の提出の請求、関係行政庁
連絡協議会の設置

- ① 預金保険機構は、この法律による業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることとする。
- ② 預金保険機構は、この法律による業務を行うため必要があるときは、住専処理機構に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとする。
- ③ 政府は、大蔵省、法務省、警察庁その他の関係行政庁の職員による連絡協議会を設け、預金保険機構のこの法律による業務の円滑な運営を支援することとする。

(8) 住専処理機構による告発

住専処理機構は、その役職員がその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制をとるものとし、かつ、当該報告があったときは、預金保険機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとることとする。

2. その他

(1) 政府の出資

政府は、預金保険機構がこの法律の業務を行うため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において預金保険機構に出資することができることとする。

(2) 日本銀行の拠出

日本銀行は、日本銀行法第27条の規定にかかわらず、預金保険機構が住専処理機構へ出資するのに必要な資金に充てるため、預金保険機構に対し、1千億円を限度として拠出す

ることができることとする。

(3) 課税の特例

住専処理機構について、指定期間内に特定住宅金融専門会社から譲り受けた不動産等に関し、権利の移転登記に係る登録免許税の非課税措置等所要の措置を講じることとする。

(4) 預金保険機構の特例業務の終了

住専処理機構が解散した場合における住専処理機構の残余財産の処分、住専勘定の廃止の手続き等について所要の規定を置く。

3. 施行期日

この法律は公布の日から施行することとする。

◆証券取引審議会、デリバティブ
特別部会報告書「証券会社の
トレーディング業務への時価法の
導入について」を公表

証券取引審議会は、2月9日、デリバティブ特別部会報告書「証券会社のトレーディング業務への時価法の導入について」を公表した。同報告書の内容は以下のとおり。

1. はじめに

近年における金融派生商品（デリバティブ）取引の発達により、こうした取引を利用したヘッジ取引や裁定取引が活発化する等、金融・証券取引が著しく複雑化・多様化してきている。また、国境を越えた取引が活発化する等、取引のグローバル化も進展してきている。こうした状況下において、我が国証券会社の業務の健全性を維持しつつ、我が国金

融・資本市場を国際的に魅力のあるものにしていくことが重要であり、そのためにもデリバティブ取引等の業務を円滑に行うための基盤整備が喫緊の課題となっている。

このような中で、証券会社は、株式、債券等の現物及び株価指数先物・オプション取引等の派生商品について市場価格の変動を前提に短期的に売買を繰り返し収益を上げる、いわゆるトレーディング業務を本来的業務として相当規模で行ってきている。このトレーディング業務は現物・デリバティブ両商品の流通を円滑ならしめることを通じ、市場の厚みをもたらし、効率的な価格形成を促進するという重要な役割を担っている。

証券会社においては、こうした業務の遂行を通じて、今後とも、金融・証券市場の仲介者として健全な市場の発展に貢献していくことが求められるが、このためには、一層高度な経営の健全性を確保し、効率的な管理基盤を整備するとともに、市場参加者に対して、証券会社のこうした業務の実態について適切な情報提供を行っていくことが重要な課題となっている。当審議会は、かかる問題意識の下、証券会社の会計処理のあり方に焦点を当て、以下のとおり報告書を取りまとめた。

2. 証券会社の会計処理の現状と問題点

一般に我が国の企業会計においては、商法の規定を前提として、原価法／低価法による会計処理が行われており、時価法による会計処理は認められていない。

一方、こうした商法を基礎とする会計処理が一律に適用されることにより、証券会社が行うトレーディング業務については、以下のとおり、様々な問題を招来している。

(1) 現物取引がデリバティブ取引によりヘッジされている場合においても、現物取引とデリバティブ取引の損益認識時期がずれることにより、一方の損益のみが実現することになる等、トレーディング業務の実態を財務諸表に適切に反映することができない状況にある。

例えば、保有株式の価格変動リスクを株価指数先物を売り建てることによりヘッジしている場合、株価指数先物の限月到来に伴い、翌限月の先物へのロールオーバーを行うと、株価指数先物の損益だけが実現し、期間損益として認識されることとなる。また、期末において株価が下落した時には、低価法の適用により株式の評価損を財務諸表に計上することとなるが、見合いの株価指数先物の評価益は実現するまで計上できない。

(2) このため、トレーディング業務の実態損益を適正に財務諸表に反映させるために、不必要な取引を行って実現損益の調整を行う等、コストをかけながら非合理的な取引を行わざるを得ない状況をもたらしている。

上記(1)の後者の例に則せば、財務諸表に計上された株式の評価損に見合いの評価益を実現させるために、売り建てた株価指数先物を買戻すことにより決済し、引き続き保有株式のリスク・ヘッジを継続するために新たに株価指数先物を売り建てるという取引が必要となり、取引コストの増加を余儀なくされることとなる。

(3) 期末時点で評価損が発生していても決済時点まではこれが表面化しないとの問題がある一方、期末時点で評価益が出ている取引のみを決済して計上するなどの決算操作が行われやすいとの問題点もある。

(4) トレーディング業務を相当規模で行う証券会社においては、内部のリスク管理上、自己のトレーディング・ポジションを時価額により把握しているのが実状であるが、その一方で財務諸表上の会計処理は原価法／低価法により行われているため、二重の管理負担が生じている。このように、リスク管理情報と会計情報が分離することは、ひいてはリスク管理情報の精度の低下を招く等、健全なリスク管理を阻害することにもなりかねないとの問題点がある。

(5) 欧米主要国における証券会社の会計処理の状況を概観すると、米国、英国、フランスにおいては、トレーディング目的で保有される有価証券、デリバティブ等の金融商品は、時価で評価され、その評価損益が当期の損益として計上されている。一方、ドイツでは、低価法が採用されているが、例えば、ポートフォリオを構成する現物商品及びデリバティブについては、ポートフォリオ全体をネットの評価益が出ない範囲で時価評価する等の特別な会計処理が証券会社（ユニバーサル・バンク）に認められている。

我が国の証券会社の行うトレーディング業務に時価法による会計処理が導入さ

れないことは、諸外国との対比において、我が国証券会社の業務の国際的競争力を損なうことにもなる恐れが強い。

以上の諸点に鑑み、証券会社の行うトレーディング業務について時価法を導入すべく早急に対応を行う必要がある。

3. 時価法導入の問題点とその対応策

証券会社が行っているトレーディング業務については、上記のとおり時価法を導入すべき必要性があるが、一方、商法を基礎とした会計処理が時価法を認めていない背景としては、

- ① 未実現の不確実な評価益を利益として計上することとなり、資本充実の見地から問題がある。
- ② 時価の見積額いかによって利益操作が行われる余地が生じる可能性がある。

等の考え方がある。したがって、時価法の導入を検討するに当たってはこうした考え方に十分留意し、適切な対応策を確保することが必要であるが、この点については以下のとおり考えられる。

(1) 証券会社のトレーディング業務の特殊性

まず、証券会社のトレーディング業務については、

- ① 保有する金融商品をいつでも処分できる市場が存在することが前提となるため、未実現の損益であっても実現の蓋然性が極めて高いこと、
- ② その処分価値は金利や株価等により客観的かつ公正に算出され得ること、
- ③ その客観的評価を担保する体制が整備さ

れ得ることから、不確実な評価益の計上の恐れや主観的な見積もりによる利益操作の恐れ等の時価法導入の弊害を相当程度回避することができると考えられる。ただし、②③が担保できないような場合にまで、時価法を導入することになると却って会計制度の安定性が損なわれることにもなりかねないことには留意する必要がある。

(2) 商法上の資本充実の要請との調整

資本充実の観点より、トレーディング業務における評価益は、現実には未だ処分という法律行為を行わない段階での収益であるため、確実に処分できる市場があるといえども、当該評価を行う期末時点で実現したものとは言い切れないとの指摘がなされていることに留意する必要がある。例えば、決算期末において一定の評価益が計上できたとしても、その後の実際の配当期日においてその評価益が維持されている保証はないとの問題である。

したがって、特例的に時価法の導入を認める場合でも、トレーディング業務において評価損を超える評価益（ネット評価益）が生じたときには、その超過部分を配当に算入することは、資本充実の見地から問題が大きいと考えられ、トレーディング業務において生じたネット評価益を配当可能利益より除外する手だてが講じられる必要がある。

本来の業務として、相当規模のトレーディング業務を行っている証券会社にとってその業務の成果が財務諸表に正確

に反映されないことは深刻な問題であり、上記のような調整を図った上で、証券会社の行うトレーディング業務について時価法を導入するため、証券取引法に商法の会計処理の規定に対する特別規定を設けることが検討されるべきである。

なお、一般事業法人においても、デリバティブ商品を含めた金融商品の取引が行われているが、一般事業法人の行う金融取引に係る会計処理基準については、金融機関や証券会社の場合とは異なり、諸外国においても現在のところ様々な議論があり、まずディスクロージャー面からの手当てを図るとというのが、国際的な流れとなっている。したがって、我が国においても、ディスクロージャー面において、デリバティブに係る開示の充実策が検討されるべきであろう。

4. 時価法導入に当たっての留意点

証券会社の行うトレーディング業務について時価法の導入を検討する際には、以下の諸点に留意する必要がある。

(1) 「評価益の出ている取引のみトレーディング目的の取引として時価法を適用し、評価損の出ている取引はその他の取引として時価法を適用しない」といった恣意的な利益操作が行われることを防止するため、トレーディング目的の取引とその他の取引とは厳格に区分管理されることが必要である。

(2) 主観的な見積もりによる利益操作等を防止するため、証券会社において、客観

的な時価を把握・管理する体制が整備される必要がある。

(3) 証券会社各社においては、これまでも内部管理体制の充実・強化への取り組みがなされてきたところであるが、時価法の導入については、上記(1)(2)で指摘したような利益操作の防止やデリバティブを含む多種多様な商品に係る客観的時価の把握・管理といった従来以上に精緻な内部管理体制が必要とされることとなる。また、時価法の導入に伴い、システム対応や人員面で相応のコスト負担も必要となろう。現状においては、全ての証券会社がこれらの体制整備を行い得るような状況にあるとは言いがたい。したがって、時価法を導入すべき証券会社は、当面は必要とされる内部管理体制の整った社に限定されるべきである。その他の証券会社においても、デリバティブ取引を含むトレーディング業務の今後の進展等を踏まえつつ、時価法の導入に向けた体制整備を進めていくべきと考えられる。

また、外国証券会社は、支店形態で進出しているが、会計処理については本邦証券会社と整合的な取り扱いがなされることが望ましい。

(4) 会計処理は、継続性をもって行われることが重要であり、一旦時価法を導入した証券会社においては、これを継続すべきである。

(5) 先述のとおり、資本充実の見地から、評価損を超える評価益（ネット評価益）

を配当可能利益とすることに制限を設ける必要がある。

(6) なお、法人税法では、現行の会計基準を踏まえ、未実現の評価損益は課税所得に算入しない旨規定されている。この点については、会計上未実現評価損益を認識することにあわせて、課税所得の計算上もこれを算入することが望ましいとの立場から、税制上の取扱いについて税務当局との検討が進められるべきである。

5. 結語

証券会社の会計処理のあり方について、当審議会としては以上のとおり、所要の調整を図った上でトレーディング業務へ時価法を導入することが必要であるとの結論に達した。

今後、本報告を踏まえ、行政当局をはじめ関係各者において、具体的な措置を講ずるべく早急な対応がなされることが重要である。かかる措置が講ぜられることにより、我が国におけるデリバティブ取引をも含む証券取引の健全性が確保されるとともに、国際的にも調和のとれた市場の発展が促進されることを期待するものである。

なお、当審議会においては、引き続き「デリバティブ取引をめぐる諸問題」についての検討を継続していく。

◆東京証券取引所、中期国債先物の取引を開始

東京証券取引所は、2月16日、中期国債先物の取引を開始した。標準物の条件は、額面100円、利率年6%、償還期限5年。証拠金率は、

長期国債先物と同様、取引証拠金率を2%、委託証拠金率を3%、委託証拠金のうち現金比率を1%と定めている。また、受渡適格銘柄の範囲については、受渡決済期日に3年以上5年以下の残存期間を有する利付国債証券とし、上場国債に加えて非上場の4年物や6年物の国債も受渡適格銘柄の対象としている。

◆平成7年度第3次補正予算成立について

平成7年度一般会計第3次補正予算案は、2月16日、参議院本会議において可決され、成立した(予算案の内容については、『日本銀行月報』1996年2月号「経済要録」参照)。

◆インターバンク市場出来高の情報開示について

短資協会は、2月16日、平成8年2月分より、コールおよび手形取引について、1か月間のターム別出来高累計を翌月の第2営業日に公表することを発表した。

◆日本銀行、アジア・オセアニア通貨当局との協力について発表

日本銀行は、2月20日、アジア・オセアニア通貨当局との協力について発表した。その内容は以下のとおり。

1. 為替相場の安定のためには、各国当局間

の密接な協力が重要であり、特に、アジア・オセアニア地域の金融市場の急速な発展に鑑みれば、アジア・オセアニアの通貨当局間の、市場における協力が重要である。

このような観点から、この度、香港、シンガポール及び日本の通貨当局は、香港、シンガポールが、日本の委託によって自国市場でドル・円に係る為替介入を行うアレンジメントを設定した。アジア・オセアニア地域では、オーストラリアとの間に同様のアレンジメントが既に存在している。

2. オーストラリア、香港、シンガポール、日本の通貨当局は、これらのアレンジメントが為替市場の安定に資することを信じるものであり、市場における緊密な協力を継続していく。

◆大蔵省、内国資産流動化証券に係る開示省令を公布

大蔵省は、2月26日、内国資産流動化証券(いわゆる国内ABS・ABCP)の開示ルールに関する省令改正(「証券取引法施行令第3条の4第3号に掲げる特定有価証券を定める省令等の一部を改正する省令」)を発出した(即日施行)。具体的な改正点は、(1)内国資産流動化証券を証券取引法施行令に定める「特定有価証券」に指定、(2)内国資産流動化証券に関し、有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書の様式を制定、の2点。

◆現行金利一覧 (8年3月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	() 内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利子歩合	0.5	7.9.8	(1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	0.75	7.9.8	(1.25)
短期プライムレート	1.625	7.9.14	(2.0)
長期プライムレート	3.2	8.3.13	(3.0)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	3.40	8.3.15	(3.15)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.40	8.3.15	(3.15)
・住宅金融公庫	3.10	7.11.13	(3.15)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	3.30	8.3.15	(3.05)
(期間5年~7年)	3.35	8.3.15	(3.10)
(期間7年以上)	3.40	8.3.15	(3.15)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(8年3月15日現在)

	発行条件	改定前発行条件	
国債(10年)	応募者利回り(%)	3.307	3.110
	表面利率(%)	3.2	3.1
	発行価格(円)	99.19	99.92
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	2.473	2.473
	同税引後(%)	2.0	2.0
	発行価格(円)	88.50	88.50
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%)	0.374	0.625
	割引率(%)	0.375	0.625
	発行価格(円)	99.9384	99.8973
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	3.366	3.165
	表面利率(%)	3.3	3.1
	発行価格(円)	99.50	99.40
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	3.380	3.179
	表面利率(%)	3.3	3.1
	発行価格(円)	99.40	99.40
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%)	1.700	1.400
	表面利率(%)	1.7	1.4
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	2.300	2.100
	表面利率(%)	2.3	2.1
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	0.603	0.603
	同税引後(%)	0.502	0.502
	割引率(%)	0.59	0.59
	発行価格(円)	99.40	99.40

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆欧州各国の中央銀行、政策金利を引き下げ

欧州各国の中央銀行は、以下のとおり政策金利を引き下げた（（ ）内は実施日）。

- ・フランス銀行 (3月7日)
市場介入金利 3.90→3.80%
5~10日物現先オペ金利 5.60→5.50%
- ・イングランド銀行 (3月8日)
最低貸出金利 6.25→6.00%
- ・デンマーク国立銀行 (1月24日)(3月7日)
公定歩合 4.25→4.00→3.75%

◆韓国政府、内外の証券投資に関する規制緩和策を発表

韓国政府（財政経済院）は、2月25日、内外投資家の証券投資に関する規制緩和策（4月1日実施）を発表した。その概要は以下のとおり。

- ①外国人の株式保有比率の上限を引き上げ（1銘柄当たり：発行済み株式の15%→18%）。
- ②国内投資家の対外証券投資の上限（法人10億ウォン、個人5億ウォン）を撤廃。

◆台湾政府、株価対策発表

台湾政府・中央銀行は、対内株式投資規制の緩和等、一連の株価対策を発表した。その概要は以下のとおり。

1. 財政部・中央銀行による対内株式投資規制の緩和（2月10日発表）

- (1) 海外投資家の株式保有比率の上限を引き上げ（1銘柄当たり：発行株式の15%→20%、3月8日実施）。
- (2) 機関投資家以外の非居住者（個人・事業法人）による対内株式投資を解禁（ただし、投資限度額は個人500万ドル、法人2,000万ドル）。
- (3) 外国人個人投資家が台湾元建て普通預金口座を、証券保管銀行委託により開設することを解禁。

2. 行政院（わが国の内閣に相当）の株価対策（2月12日発表）

- (1) 中国の軍事情勢等への対策を検討する「危機管理小組」を設置。
- (2) 株価急落時に、株式を買い支えることを目的とする株式相場安定基金（総額2千億元<約7,600億円>）を公的資金（郵便貯金等）のほか、銀行・保険業界からの拠出金により設立。
- (3) 年金基金による株式投資の上限比率を引き上げ（資産全体の20%→30%）。

◆中国国務院、外国為替管理条例を公布

国務院は2月5日、經常取引における外国為替管理規制を緩和するとともに（資本取引にお

ける外国為替取引については引き続き厳格に管理)、外貨取引を外国為替指定銀行に一元化することを内容とする外国為替管理条例を公布した(4月1日施行)。本条例の主な内容は以下のとおり。

- ① 經常取引における外貨取引について、現行の審査・許可制を改め、一定の条件(実需の裏付けとなる書類の提出等)の下で取引を自由化。
- ② 外資企業が外国為替指定銀行において外貨取引を実施することを許可する一方、国内企業の外貨収入については外国為替指定銀行への売却ないし外国為替指定銀行口座への預金を義務付け。
- ③ 利益・配当の送金は經常取引に該当すると

の認識に立ち、外資企業が外国為替指定銀行を通じて本国に利益・配当等を送金することを許可。

- ④ 個人は保有外貨を現金で保有するか、もしくは外国為替指定銀行に売却・預金することができるが、独自の売買は禁止。

◆ オーストラリア、ハワード内閣が発足

オーストラリアでは、3月2日総選挙が実施され、自由党・国民党連合が議席の過半数を獲得、同11日ハワード自由党党首を首相、フィッシャー国民党党首を副首相とするハワード内閣が発足した。なお、自由党は13年ぶりの政権復帰となった。